令和5年6月5日

第462回白石市議会定例会議案

目 次

第56号議案	監査委員の選任について	• • •	• 1
第57号議案	農業委員会委員の任命について	• • •	• 2
第58号議案	専決処分の承認を求めることについて(専決第10号) (令和5年度白石市一般会計補正予算)	• • •	• 5
第59号議案	白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部を改正する条例	• • •	• 6
第60号議案	平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免 に関する条例の一部を改正する条例		• 8
第61号議案	平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険 料の減免に関する条例の一部を改正する条例	• • •	• 1 1
第62号議案	白石市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例		• 1 4

第56号議案

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市

氏 名 古 山 光 春

生年月日

令和5年6月5日

第57号議案

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市

氏 名 村上さき

生年月日

住 所 白石市

氏 名 木須敏文

生年月日

住 所 白石市

氏 名 髙 橋 和 也

生年月日

住 所 白石市

氏 名 佐藤良夫

生年月日

住 所 白石市

氏 名 押 野 一 郎

生年月日

住 所 白石市

氏 名 八島孝夫

生年月日

住 所 白石市

氏 名 江 戸 千佳雄

生年月日

住 所 白石市

氏 名 保 科 清 八

生年月日

住 所 白石市

氏 名 佐藤咲雄

生年月日

住 所 白石市

氏 名 渡邉 圭子

生年月日

住 所 白石市

氏 名 大 野 孝

生年月日

住 所 白石市

氏 名 齋藤義博

生年月日

住 所 白石市

氏 名 日下宗一

生年月日

令和5年6月5日

第58号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、 次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認 を求める。

令和5年度白石市一般会計補正予算(専決第10号) (令和5年5月12日専決)

令和5年6月5日

第59号議案

白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日

白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例

白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年白石市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5	市長	「生活に困窮する外国人に対する生	
		活保護の措置について」(昭和29	
		年5月8日社発第382号厚生省社	
		会局長通知。以下「昭和29年通知	
		」という。)の定めるところによる	
		生活保護の措置に関する事務であっ	
		て規則で定めるもの	

別表第2に次のように加える。

5 市長	昭和29年通知の定め	法別表第2の26の項
	るところによる生活保	の第4欄に掲げる特定
	護の措置に関する事務	個人情報であって規則
	であって規則で定める	で定めるもの
	もの	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第60号議案

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に 関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に 関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例(平成23年白石市条例第8号)の一部を次のように改正する。 附則に次の2項を加える。

(令和5年度における国民健康保険税の減免措置の延長)

- 2 1 第1項から第3項まで、第7項、第9項、第11項、第13項、第15項から第17項まで、第19項及び第20項の規定にかかわらず、第4条第3項に係る者の内、帰還困難区域及び上位所得層(世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和4年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯。この項及び次項において同じ。)を除く旧避難指示区域等の被保険者については、令和5年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「令和5年度」と、第5条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者(平成23年度から令和4年度までの申請済者を除く。)」と、「平成23年7月31日」とあるのは「令和5年7月31日」とする。ただし、平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者については第4条第3項中「平成23年度国民健康保険税額の半額」とする。
- 2 2 第1項から第3項まで、第8項、第10項、第12項、第14項及び 第18項の規定にかかわらず、第4条第3項に係る者の内、令和5年4月 1日までに特定復興再生拠点区域の指定が解除された旧特定復興再生拠点 区域の上位所得層の被保険者については、令和5年度分についても、この 条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度国民健 康保険税額の全額」とあるのは「令和5年度国民健康保険税額の令和5年 4月分から9月分までに相当する月割算定額」と、第5条中「受けようと する者」とあるのは「受けようとする者(平成23年度から令和4年度ま での申請済者を除く。)」と、「平成23年7月31日」とあるのは「令 和5年7月31日」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

第61号議案

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料 の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例(平成23年白石市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 18 第1項から第4項まで、第6項、第8項、第10項、第12項から第 14項まで、第16項及び第17項の規定にかかわらず、第2条第4項に 係る者の内、帰還困難区域及び上位所得者(地方税法第292条第1項第 13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法第33条の4第1項若し くは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項 、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある 場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令附則第19条第2項に 規定する特別控除額を控除して得た額)が633万円以上である者。この 項及び次項において同じ。)を除く旧避難指示区域等の被保険者について は、令和5年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この 場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「令和5年度」とし、 第3条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者(平成23 年度から令和4年度までの申請済者を除く。)」と、「平成23年7月3 1日」とあるのは「令和5年7月31日」とする。ただし、平成26年ま でに避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域 等の被保険者については第2条第4項中「平成23年度保険料の全額」と あるのは「令和5年度保険料の半額」とする。
- 19 第1項から第3項まで、第5項、第7項、第9項、第11項及び第1 5項の規定にかかわらず、第2条第4項に係る者の内、令和5年4月1日 までに特定復興再生拠点区域の指定が解除された旧特定復興再生拠点区域 の上位所得層の被保険者については、令和5年度分の保険料についても、 この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度保 険料の全額」とあるのは「令和5年度保険料の令和5年4月分から9月分 までの月割相当額」と、第3条中「受けようとする者」とあるのは「受け

ようとする者(平成23年度から令和4年度までの申請済者を除く。)」と、「平成23年7月31日」とあるのは「令和5年7月31日」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

第62号議案

白石市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日

白石市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

白石市放課後児童クラブ条例(令和2年白石市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「午後6時」を「午後5時30分」に改め、同条第 2項第2号中「午後6時」を「午後5時30分」に改める。

別表夏季休業 (7月) の期間のみ利用の項中「(7月)」を削り、同表夏季休業 (8月) の期間のみ利用の項を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。